

5 民 生

◎ 戸 籍 ・ 住 民

- 1 人 口 登 録 数
- 2 各 種 証 明 取 扱 件 数
- 3 各 種 事 務 受 理 件 数

◎ 保 險 ・ 年 金

- 1 国 民 健 康 保 險
- 2 後 期 高 齡 者 医 療 制 度
- 3 介 護 保 險
- 4 国 民 年 金

◎ 人 権 尊 重

- 1 人 権 施 策
- 2 人 権 教 育 ・ 啓 発
- 3 人 権 相 談
- 4 犯 罪 被 害 者 等 の 支 援

民 生

◎ 戸籍・住民

住民基本台帳事務については、昭和56年にバッチシステムによる電算処理を導入、次いで昭和62年にオンラインシステムによる即時処理を開始した。平成14年2月には機器の更新を行い新システムへ移行した。また同年8月からは、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、平成15年8月には住民基本台帳カードの発行等の第2次サービスが開始された。平成24年7月には外国人住民が新たに住民基本台帳制度の対象となった。

戸籍事務については、平成14年9月に戸籍情報を電算処理する戸籍総合情報システムが稼働した。

また、平成18年3月には、旧6町の除籍及び改製原戸籍（電算による平成改製原戸籍を除く）を導入しこれにより、戸籍等の検索時間が短縮されるとともに、本籍が呉市のどこであっても、市民窓口課及び全ての市民センター窓口で証明書の交付が可能になる等、利便性の向上が図られた。

なお、下蒲刈町、川尻町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町との合併に際しては、両事務とも呉市の電算システムに統合を行った。

1 人口登録数

(単位：人，世帯)

区 分		年 度	29			30		
			本 庁	市民センター	計	本 庁	市民センター	計
人 口	日 本 人	男	24,196	83,680	107,876	24,149	82,222	106,371
		女	25,338	90,295	115,633	25,224	88,674	113,898
		計	49,534	173,975	223,509	49,373	170,896	220,269
	外 国 人	男	279	1,443	1,722	288	1,611	1,899
		女	283	1,211	1,494	305	1,212	1,517
		計	562	2,654	3,216	593	2,823	3,416
世 帯 数			27,098	83,461	110,559	26,690	80,786	107,476

2 各種証明取扱件数

(単位：件)

区 分		本 庁			市民センター 他			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
29 年 度	戸籍関係	53,072	32,140	85,212	33,901	344	34,245	86,973	32,484	119,457
	住民票関係	47,559	22,903	70,462	68,159	572	68,731	115,718	23,475	139,193
	印鑑証明	17,388	11	17,399	42,071	36	42,107	59,459	47	59,506
	身分証明	1,602	1	1,603	946	0	946	2,548	1	2,549
	その他	1,248	78	1,326	1,575	10	1,585	2,823	88	2,911
	計	120,869	55,133	176,002	146,652	962	147,614	267,521	56,095	323,616
30 年 度	戸籍関係	51,346	39,879	91,225	31,312	849	32,161	82,658	40,728	123,386
	住民票関係	46,553	26,093	72,646	63,429	3,748	67,177	109,982	29,841	139,823
	印鑑証明	17,455	256	17,711	40,197	1,298	41,495	57,652	1,554	59,206
	身分証明	1,425	0	1,425	861	0	861	2,286	0	2,286
	その他	1,293	229	1,522	1,450	11	1,461	2,743	240	2,983
	計	118,072	66,457	184,529	137,249	5,906	143,155	255,321	72,363	327,684

※その他は火葬許可証交付証明，臨時運行許可，各種行政証明。

3 各種事務受理件数

(単位:件)

区分		年度						
		24	25	26	27	28	29	30
戸 籍	出生	2,947	2,837	2,722	2,651	2,467	2,424	2,183
	死亡	4,357	4,375	4,454	4,648	4,454	4,479	4,524
	婚姻	3,168	3,184	2,963	2,940	2,922	2,793	2,614
	離婚	732	761	699	764	659	649	603
	転籍	1,052	1,064	1,014	1,093	1,035	1,024	944
	認知	46	48	53	56	50	33	39
	養子縁組	224	262	300	267	226	221	183
	養子離縁	64	93	85	69	72	74	63
	入籍	576	591	574	604	488	498	462
	分籍	48	49	46	65	48	35	53
	その他	862	873	889	916	776	728	731
	計	14,076	14,137	13,799	14,073	13,197	12,958	12,399

◎ 保険・年金

1 国民健康保険

国民健康保険事業は、国民皆保険の中心的制度として、広く市民の健康保持に貢献している。

今後、少子高齢化が加速する中、県と市町が共同で制度を運営することにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、医療制度の安定化を目指す。

(1) 沿革

昭32.	11.	1	国民健康保険事業開始 初診を給付
	38.	10.	1 世帯主（準世帯主を含む）7割給付
	42.	1.	1 全員7割給付
	48.	1.	1 老人医療費支給制度を実施
		4.	1 韓国・朝鮮の国籍を有する者を被保険者とする
	49.	7.	1 高額療養費制度を実施
	58.	2.	1 老人保健制度を実施
	59.	4.	1 全外国人を被保険者とする
		10.	1 退職者医療制度を実施
平20.	4.	1	老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行
	30.	4.	1 県単位化を開始

(2) 加入世帯数及び被保険者数

(年間平均)

年度	世帯数			人口		
	全市	国保加入世帯数	加入率	全市	被保険者数	加入率
	世帯	世帯	%	人	人	%
26	111,616	33,949	30.4	236,191	53,042	22.5
27	111,489	33,222	29.8	233,723	51,276	21.9
28	111,644	32,090	28.7	231,595	48,792	21.1
29	111,184	30,866	27.8	228,718	46,211	20.2
30	110,578	29,900	27.0	225,712	44,250	19.6

(3) 保険料及び保険税賦課状況

1) 医療保険分

① 賦課状況

応能割	52% (～H29)	応益割	48% (～H29)
	50% (H30)		50% (H30)

② 料率

年度	所得割	均等割	平等割
	%	円	円
26	7.7	20,880	21,000
27	7.7	20,880	21,000
28	8.2	22,200	21,600
29	8.2	22,200	21,600
30	7.60	22,200	21,600

③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
26	3,256,335,290	3,075,396,276	94.44	61,392	95,918
27	3,070,242,038	2,886,983,646	94.03	59,877	92,416
28	3,093,047,878	2,930,914,046	94.76	63,393	96,387
29	2,929,710,480	2,794,599,679	95.39	63,399	94,917
30	2,674,814,800	2,564,946,202	95.89	60,448	89,459

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
26	421,492,689	153,211,184	36.35	510,000	9,410
27	360,445,411	137,782,288	38.23	520,000	9,410
28	323,734,368	140,127,311	43.28	540,000	9,900
29	283,095,376	128,104,760	45.25	540,000	9,900
30	235,607,901	97,377,456	41.33	580,000	9,900

2) 後期支援分

① 賦課状況

応能割 52%(~H29) 応益割 48%(~H29)
50%(H30) 50%(H30)

② 料 率

年度	所 得 割	均 等 割	平 等 割
	%	円	円
26	4.0	9,840	9,840
27	4.0	9,840	9,840
28	3.5	9,120	8,880
29	3.5	9,120	8,880
30	3.25	9,120	8,880

③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
26	1,540,485,170	1,453,387,587	94.35	29,043	45,376
27	1,464,835,332	1,375,458,743	93.90	28,568	44,092
28	1,280,508,449	1,212,358,959	94.68	26,244	39,904
29	1,211,346,450	1,155,119,465	95.36	26,213	39,245
30	1,102,516,370	1,056,628,684	95.84	24,916	36,873

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
26	158,108,578	59,785,142	37.81	160,000	4,420
27	154,828,673	61,824,238	39.93	170,000	4,420
28	148,453,523	66,036,749	44.48	190,000	4,060
29	122,150,501	56,263,904	46.06	190,000	4,060
30	97,274,390	40,841,453	41.99	190,000	4,060

3) 介護保険分

① 賦課状況

応能割 52% (～H29) 応益割 48% (～H29)
 50% (H30) 50% (H30)

② 料 率

年度	所 得 割	均 等 割	平 等 割
	%	円	円
26	3.0	8,280	5,880
27	3.0	8,280	5,880
28	3.0	8,520	6,000
29	3.0	8,520	6,000
30	2.80	8,520	6,000

③ 保険料及び保険税負担の推移 (単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率	
26	391,244,240	356,261,797	91.06	24,223
27	365,862,280	330,927,773	90.45	24,388
28	341,783,833	313,247,689	91.65	24,624
29	314,428,130	291,880,773	92.83	24,513
30	286,840,980	268,584,097	93.64	23,515

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
26	64,725,606	25,094,776	38.77	140,000	4,240
27	63,114,216	24,763,486	39.24	160,000	4,240
28	59,939,772	26,154,505	43.63	160,000	4,350
29	50,782,902	23,366,181	46.01	160,000	4,350
30	39,802,367	16,436,998	41.30	160,000	4,350

(4) 給付状況

① 療養の給付

(単位：円)

年度	療養給付費		療養費		療養諸費	
	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
26	987,179	16,896,505,644	22,254	143,130,475	1,009,433	17,039,636,119
27	982,500	17,261,215,897	21,627	133,552,225	1,004,127	17,394,768,122
28	936,563	16,052,501,954	19,749	120,913,696	956,312	16,173,415,650
29	895,671	15,485,613,015	17,896	106,477,696	913,567	15,592,090,711
30	720,722	12,323,092,194	13,532	79,968,516	734,254	12,403,060,710

② 診療費諸率

年度	1人当たり費用額	1人当たり費用額 対前年比	1件当たり費用額	1人当たり受診回数
	円	%	円	回
26	346,058	102.23	28,002	12.36
27	351,033	101.44	27,999	12.54
28	350,941	99.97	27,996	12.54
29	360,307	102.67	28,464	12.66
30	299,160	83.03	28,211	10.60

③ その他の給付

(単位：円)

年度	出産育児一時金			葬祭費			合計	
	単価	件数	給付額	単価	件数	給付額	件数	給付額
26	390,000	6	2,340,000	30,000	359	10,770,000	501	70,198,000
	404,000	2	808,000					
	420,000	134	56,280,000					
27	390,000	3	1,170,000	30,000	349	10,470,000	475	63,204,000
	404,000	6	2,424,000					
	420,000	117	49,140,000					
28	404,000	5	2,020,000	30,000	347	10,410,000	449	53,170,000
	420,000	97	40,740,000					
29	404,000	9	3,636,000	30,000	336	10,080,000	411	41,436,000
	420,000	66	27,720,000					
30	404,000	5	2,020,000	30,000	313	9,390,000	396	44,170,000
	420,000	78	32,760,000					

④ 高額療養費

(単位：円)

年度	現金支給分		現物支給分	
	件数	支払額	件数	支払額
26	12,296	445,533,145	22,898	1,618,365,396
27	13,131	147,019,344	25,185	2,080,312,693
28	14,923	163,133,886	23,745	2,012,039,312
29	17,365	170,224,544	22,749	1,929,608,419
30	16,090	153,434,418	17,158	1,516,726,355

(5) 主な給付内容

	こんな時	届出に必要なもの	その給付
療養の給付	病気やケガをして、治療を受けた時	届出は必要ありません。保険証（70歳以上の人は、保険証兼高齢受給者証）を保険医療機関へ提出してください。（ただし、交通事故等第三者行為の場合は、必ず国保に届け出が必要です。）	一部負担金の割合 義務教育就学前児童 …… 2割 義務教育就学後から70歳未満 …… 3割 70歳以上75歳未満 一定以上所得者…… 3割 その他の者 …… 2割
療養費	やむを得ない事情（旅行中等）で保険証を使って診療が受けられなかった時	保険証、印鑑、医療費を支払った領収書、診療報酬明細書（レセプト）の写し、世帯主名義の通帳	かかった費用について国保が審査し、決定した額の7割（～9割）を払い戻します。
	コルセット等の装具を作った時	保険証、印鑑、領収書、医師の診断書、装具装着証明書、世帯主名義の通帳	
	柔道整復師の施術を受けた時	施術師に委任してください。	施術師より請求があったものを国保が審査の上、施術師に支払います。
	マッサージ、はりきゅうの施術を受けた時	施術師に委任してください。必ず医師の同意書が必要です。	
高額療養費	1ヶ月あたりの世帯における治療費の支払額が、自己負担限度額を超えた時 70歳未満…支払額が同一医療機関で1人21,000円を超えたとき、それを合計70歳以上…すべての医療機関の支払額を合計	保険証、印鑑、高額療養費支給対象の医療機関受診状況（異なる場合は領収書）、世帯主名義の通帳	1ヶ月あたりの治療費の支払額のうち、自己負担限度額を超えた額を支給します。 自己負担限度額は、 70歳未満…非課税世帯、一般Ⅰ・Ⅱ、上位所得者Ⅰ・Ⅱ 70歳以上…非課税世帯Ⅰ・Ⅱ、一般、現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ—の各区分によって異なります。 ※ただし、70歳以上の一般（外来）については、年間の自己負担限度額もあります。
出産育児一時金	被保険者が出産した時（妊娠85日以降の死産、流産も含まれます。）	保険証、印鑑、世帯主名義の通帳、母子手帳または出生証明書等出生の事実が確認できるもの 産科医療補償制度対象分娩の場合は、所定の印が押してある出産費用の領収書等、医療機関等との直接支払制度合意文書の写し ※ 直接支払制度を利用して、出産育児一時金の上限を超える場合は、届出の必要はありません。	支給額 40.4万円 ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で、妊娠22週に達した日以後の出産（死産を含む。）をした場合は、1.6万円が加算され、42万円を支給
葬祭費	被保険者が死亡した時	保険証、印鑑、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者がわかるもの（火葬許可証等）	葬祭執行者に3万円を支給します。

(6) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(単位：％，人)

年 度	特定健康診査			特定保健指導		
	実施率	実施者数	健診対象者数	実施率	実施者数	保健指導対象者数
26	23.0	9,057	39,378	20.2	230	1,141
27	25.3	9,716	38,353	22.8	269	1,180
28	24.7	9,018	36,511	24.5	267	1,092
29	28.1	9,827	35,029	24.4	291	1,192
30	28.4	9,679	34,037	24.1	276	1,143

※ 平成30年度は速報値

2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化に伴い、老人医療が増大する中、現役世代と高齢者世代の費用負担を明確化し、世代間を通じて公平な制度として、平成18年度に創設され、平成20年4月に運用が始まった。

(1) 沿革

- 昭48. 1. 1 老人医療費支給制度を実施
 58. 2. 1 老人保健制度を実施
 平20. 4. 1 後期高齢者医療制度を実施

(2) 加入被保険者（年度末）

年度	被保険者数
	人
26	39,228
27	39,948
28	40,986
29	41,746
30	42,467

(3) 保険料

① 料率

年度	所得割	均等割	限度額
	%	円	円
26	8.43	44,032	570,000
27	8.43	44,032	570,000
28	8.97	44,795	570,000
29	8.97	44,795	570,000
30	8.76	45,500	620,000

② 収納状況（単位：円，%）

年度	現 年 分		
	調定額	収納額	収納率
26	2,525,418,460	2,511,304,612	99.44
27	2,479,291,609	2,466,497,108	99.48
28	2,679,804,801	2,664,040,176	99.41
29	2,760,803,124	2,748,795,744	99.57
30	2,799,614,877	2,787,640,435	99.57

（単位：円，%）

年度	滞 納 繰 越 分		
	調定額	収納額	収納率
26	20,978,112	8,874,697	42.30
27	24,063,799	10,485,487	43.57
28	22,542,925	9,964,704	44.20
29	25,595,087	13,064,874	51.04
30	20,263,950	8,358,359	41.25

3 介護保険

社会の急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者が増加してきており、今後も急速に増大することが見込まれている。また、介護の重度化や期間の長期化が進んできており、一方では、介護を行う家族の高齢化、核家族化による高齢者の同居率の低下などの要因により、家族による介護では十分な対応が困難となってきた。

こうした中、今日、介護問題が社会全体にとって、また国民一人ひとりにとって老後生活の最大の不安要因となり、介護を必要とする状態になっても、自立生活を送ることができるよう、量的にも質的にも十分な介護サービスの基盤整備を進め、介護を社会で支える仕組みの確立が求められ、平成12年4月1日より介護保険法が施行された。

(1) 沿革

平11.	9. 1	準備要介護認定申請受付開始
平12.	4. 1	介護保険事業開始（呉市介護保険事業計画実施）
		第2号被保険者保険料徴収開始
平12.	10. 1	第1号被保険者保険料徴収開始
平15.	4. 1	第2期介護保険事業計画実施
平18.	4. 1	第3期介護保険事業計画実施
平21.	4. 1	第4期介護保険事業計画実施
平24.	4. 1	第5期介護保険事業計画実施
平27.	4. 1	第6期介護保険事業計画実施
平30.	4. 1	第7期介護保険事業計画実施

(2) 要介護認定

① 介護認定審査会

名 称 呉市介護認定審査会
委員数 96人

(委員構成) 保健13人
医療58人（歯科医14名・薬剤師10名を含む。）
福祉25人

合議体数 12（一合議体の定数は5人）

② 要介護（要支援）認定者数

(平成31年3月31日現在)

	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	1	2						
第1号被保険者	2,753	2,222	2,783	1,755	1,575	1,419	1,202	13,709
65歳以上75歳未満	230	250	243	199	141	128	110	1,301
75歳以上	2,523	1,972	2,540	1,556	1,434	1,291	1,092	12,408
第2号被保険者	19	36	38	34	19	14	22	182
総 数	2,772	2,258	2,821	1,789	1,594	1,433	1,224	13,891

(3) 保険料（65歳以上の方：第1号被保険者）

平成31～令和2年度 介護保険料（年額）……基準額：66,000円（月額5,500円）

所得段階	対象者	基準額	割合	保険料額
第1段階	生活保護受給者，市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者又は課税年金収入金額 ^{※1} と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	66,000円	×0.39 ↓ ×0.315	25,740円 ↓ 20,790円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方		×0.67 ↓ ×0.545	44,220円 ↓ 35,970円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方		×0.70 ↓ ×0.675	46,200円 ↓ 44,550円
第4段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下）の方		×0.75	49,500円
第5段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超）の方		×1.00	66,000円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方		×1.10	72,600円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		×1.25	82,500円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		×1.50	99,000円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方		×1.60	105,600円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		×1.70	112,200円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		×1.85	122,100円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方		×2.00	132,000円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上の方		×2.15	141,900円

※1 課税年金収入金額…公的年金等（遺族・障害年金等の非課税年金を除く）の金額

※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで，扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。平成30年4月1日以降は，更に長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金に係る雑所得（第1～5段階のみ）を控除した額を適用。

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い，これを財源とする公費によって，市民税非課税世帯（第1～第3段階）の人の介護保険料が軽減されます。

(4) 給付状況

① 施設・居宅サービス給付

（単位：人，円）

年 度	施設サービス給付		居宅サービス等給付	
	受給者数	給付額	受給者数	給付額
25	30,407	7,871,376,243	106,813	10,396,739,018
26	29,968	7,789,615,778	110,717	10,831,845,562
27	29,932	7,696,688,765	112,607	10,902,495,477
28	30,416	7,706,990,074	117,015	10,984,948,646
29	30,519	7,775,896,650	113,176	10,977,302,720
30	30,398	7,874,906,641	104,759	10,586,037,514

※ 受給者数は，各月の受給者数の合計

② その他給付

(単位：円)

年 度	住宅改修・福祉用具購入費	高額介護サービス費
25	194,300,698	354,966,148
26	182,329,439	361,548,913
27	171,268,614	389,124,930
28	156,448,380	424,033,825
29	154,551,015	419,226,230
30	151,444,130	423,026,024
年 度	特定入所者介護サービス等費	高額医療合算介護サービス費
25	832,968,900	43,533,239
26	849,795,846	44,546,463
27	863,175,870	47,878,644
28	813,009,310	52,719,724
29	744,938,856	54,760,310
30	734,989,740	52,245,170

(5) 指定事業者の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	サービスの種類	指定事業者数
居宅サービス等	居宅介護支援	75
	介護予防支援（地域包括支援センター）	8
	訪問介護	63
	訪問入浴介護	6
	訪問看護	18
	訪問リハビリテーション	1
	通所介護（デイサービス）	39
	通所リハビリテーション（デイケア）	1
	短期入所生活介護（ショートステイ）	43
	特定施設入居者生活介護	8
	福祉用具貸与	12
特定福祉用具販売	14	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
	地域密着型通所介護	14
	認知症対応型通所介護（デイサービス）	5
	小規模多機能型居宅介護	9
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	26
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）	4
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15
	介護老人保健施設	18
	介護療養型医療施設（療養病床等）	5

※ 表中の指定事業者数は、呉市が指定した本市に所在するものを集計したものである。（休止中も含む。）

※ 訪問リハビリテーション及び訪問看護及びデイケアについては、申請による指定事業所のみで、みなし指定分は含まない。

4 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害または死亡のため、所得が喪失、減少することにより生活の安定が損なわれることを防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

長期的に安定した年金制度を維持していくために制度改正され、給付と負担の見直しや収納対策の徹底が図られてきている。平成22年1月からは社会保険庁から日本年金機構に業務が引き継がれている。

今後も、引き続き年金事務所等と協力連携し、事業の円滑な運営に努めていく。

(1) 沿革

昭36.	4.	1	拠出制年金開始
46.	8		拠出制年金給付開始
61.	4.	1	「国民年金法」改正
平24.	8.	22	「国民年金法」改正

(2) 加入等の状況

(平成30年度末現在)

適用被保険者数				保険料免除等被保険者数						
総数	1号	任意	3号	総数	法定免除	申請免除 全額	申請免除 一部	若年者 納付猶予	学生納付 特例	免除率
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
35,043	20,080	360	14,603	9,035	2,470	2,679	467	769	2,650	45.0

(注) 免除率は、1号被保険者数に対する免除被保険者数の割合

◎ 人権尊重

1 人権施策

世界人権宣言第 1 条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」とうたっている。また、我が国の憲法第 14 条は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

従って、人類普遍の原理である基本的人権がすべての人に保障される社会の実現こそ、市民相互の心のふれあいや「人にやさしいまちづくり」の礎である。

呉市では、呉市議会で決議された「人権尊重都市宣言」の趣旨を尊重し、人権教育・啓発及び総合的な人権擁護施策を推進するなど、「人権尊重のまちづくり」に向けて積極的な取組を行っている。

○隣保館

(目的) 隣保館は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づいて設置された社会福祉施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため各種事業を総合的に行うことを目的としている。

名称	所在地	敷地面積	建物面積	開設年度	延利用者数	
					平成 29 年度	平成 30 年度
山の手会館	山手 2 丁目 2-1-101	1,067.67 m ² (市営住宅と供用)	710.32 m ²	昭和33年	11,372 人	12,748 人
皆実会館	仁方皆実町 1-11	737.35 m ²	704.12 m ²	昭和41年	8,146 人	9,113 人
広会館	広白岳 3 丁目 6-34	1,333 m ²	401 m ²	昭和53年	21,348 人	16,944 人
かわじり中央会館	川尻町東 1 丁目 8-15	993 m ²	744 m ²	昭和48年	8,608 人	7,588 人
音戸会館	音戸町田原 3 丁目 5-1	252 m ²	313 m ²	昭和50年	3,275 人	2,187 人
蒲刈会館	蒲刈町宮盛 1336-1	573 m ²	328 m ²	平成4年	2,418 人	2,071 人
安浦会館	安浦町内海南 4 丁目 6-21	864 m ²	292 m ²	昭和46年	3,612 人	6,821 人
豊浜会館	豊浜町豊島 3462 の 4	457 m ²	283 m ²	昭和50年	4,401 人	1,135 人

名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	主要室名
山の手コミュニティセンター	山手 2 丁目 3-6	258 m ²	427 m ²	講座室・会議室 第 1 学習室 第 2 学習室等
広 コミュニティセンター	広白岳 3 丁目 6-6-101	921 m ² (市営住宅と供用)	242 m ²	集会室
早瀬 コミュニティセンター	音戸町早瀬 2 丁目 54-1	290 m ²	210 m ²	和室 調理室 集会室
向 コミュニティセンター	蒲刈町向北刈浜 3206-1	1,513 m ²	321 m ²	和室 1・和室 2 和室 3・和室 4 集会室
豊 コミュニティセンター	豊町久比大浦 2822-8	361 m ²	206 m ²	作業室 老人室 和室 1・和室 2

(※皆実コミュニティセンターは平成 29 年 4 月 1 日で廃止)

2 人権教育・啓発

我が国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する憲法のもとで、人権擁護諸施策が講じられてきた。しかしながら、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による不当な人権侵害が存在している。また、国際化、情報化、高齢化の進展に伴い人権に関する様々な課題が見られるようになってきた。

この様な状況の中、平成12年12月、人権尊重の精神の涵養と普及を行う諸活動（人権教育・啓発）を積極的に推進することにより、人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、平成14年3月には同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定された。

呉市では、法の理念に則り、平成15年3月策定の「呉市人権教育・啓発推進指針」にもとづき、様々な人権に関する課題の解決に向けて積極的に人権教育・啓発を推進することにより、市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりをめざしている。

○ 人権啓発講師派遣

(派遣回数・受講人数)

年度 \ 対象	地域住民	企業関係	行政関係	その他	総計
平成27年度	49回	36回	13回	9回	107回
	2,540人	1,145人	402人	587人	4,674人
平成28年度	44回	31回	11回	6回	92回
	1,771人	1,027人	336人	499人	3,633人
平成29年度	47回	33回	10回	17回	107回
	1,987人	1,147人	309人	815人	4,258人
平成30年度	38回	27回	4回	17回	86回
	1,770人	943人	136人	1,080人	3,929人

3 人権相談

- ・ 人権相談日（第2火曜日）

人権擁護委員による、人権侵害に関する相談

(相談日以外でも、人権センター職員が、相談に応じている。)

- ・ 相談件数

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人権擁護委員による相談	9	7	6	4
人権センター職員による相談	36	45	32	32
計	45	52	38	36

4 犯罪被害者等の支援

呉市では、平成16年に「呉市犯罪防止による安全なまちづくり推進条例」を制定して、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してきた。また、犯罪被害者等に対しては、相談窓口の設置等により関係機関と連携して支援に取り組んできた。

しかしながら、犯罪被害者等は生命や身体への直接的被害だけでなく、心身や経済的な問題等、様々な二次的被害に苦しめられている。こうした犯罪被害者等の置かれた厳しい状況を踏まえ、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すため、地域社会全体で支援し、関係機関と連携した実効性ある施策を総合的に推進していくため、平成28年4月1日に「呉市犯罪被害者等支援条例」を施行した。

○支援施策

(1) 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。このため相談等総合窓口を開設。

(2) 民間団体への支援

民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。

(3) 広報及び啓発活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等への支援の重要性について、市民及び事業者が理解を深めるよう必要な広報・啓発活動を行う。

(4) 住居の提供

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、一時的な利用に係る市営住宅の提供及び入居支援を行う。

(5) 犯罪被害者見舞金の支給

社会の連帯共助の精神から、犯罪被害者見舞金の支給を行う。

名称	金額	要件	対象	平成30年度までの 累積実績
傷害見舞金	10万円	全治1ヶ月以上の傷害	被害者本人	5件
遺族見舞金	30万円	死亡	被害者遺族	

